認定社会福祉士認定研修細則

2016年6月5日 細則第6号

沿革 2017 年 6 月 11 日改正 2018 年 3 月 11 日改正 2020 年 9 月 6 日改正

認定社会福祉士認定規則(2011年10月30日規則第2号)第9条第5号のイに規定する認定研修について定める。

(認定社会福祉士認定規則第9条の認定研修)

第1条 認定社会福祉士認定規則第9条第5号のイで定める認定研修(以下「認定研修」 という。)とは、認定社会福祉士としての実践力を担保する研修であり、認定社会福祉 士認証・認定機構(以下「機構」という。)理事会が承認したものをいう。

(認定研修の受講要件)

- 第2条 認定研修の受講を希望する者は、認定社会福祉士認定規則第9条第1号から第4号までに掲げるすべての事項及び次の各号に掲げる事項のいずれかを満たさなければならない。
- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修の単位で 2017 年度までの認定社会福祉士特別研修の要件を満たす者であって、次のア及びイを満たしていること。
 - ア スーパービジョン実績(受ける)、共通専門研修及び分野専門研修から合計 6 単位 を取得していること。
 - イ アの 6 単位の内、スーパービジョン実績(受ける) 2 単位は必須とする。ただし、認定社会福祉士認証・認定機構登録スーパーバイザー(以下「登録スーパーバイザー」という。) は、共通専門研修及び分野専門研修の単位をスーパービジョン実績(受ける)の単位として読み替えることができる。
- (2) 日本社会福祉士会の生涯研修制度の基礎課程修了者であって、次のア及びイを満たしていること。
 - ア スーパービジョン実績(受ける)及び分野専門研修から合計 8 単位を取得している こと。
 - イ アの8単位の内、スーパービジョン実績(受ける)4単位及び分野専門研修2単位 は必須とする。ただし、登録スーパーバイザーは、分野専門研修の単位をスーパービ ジョン実績(受ける)の単位として読み替えることができる。
- (3) 日本医療ソーシャルワーカー協会の認定医療ソーシャルワーカー登録者であって、次のア及びイを満たしていること。
 - ア スーパービジョン実績(受ける)から6単位を取得していること。
 - イ 登録スーパーバイザーは、スーパービジョン実績(する)の単位をスーパービジョン実績(受ける)の単位として読み替えることができる。

- (4) スーパーバイザー登録規程第3条の別表1に定める第4号(1)の登録スーパーバイザーであって、次のア及びイを満たしていること。
 - ア スーパービジョン実績(受ける・する)、共通専門研修及び分野専門研修から合計 8 単位を取得していること。
 - イ アの8単位の内、共通専門研修2単位及び分野専門研修2単位は必須とする。
- (5) 相談援助実務経験 10 年以上及びチームリーダー的な職務経験 5 年以上の者であって、 次のアからウを満たしていること。なお、チームリーダー的な職務経験の期間は相談援助実務経験 10 年との重複を可とする。
 - ア スーパービジョン実績(受ける)、共通専門研修及び分野専門研修から合計 8 単位 を取得していること。ただし、登録スーパーバイザーは、合計 6 単位とすることがで きる。
 - イ アの単位の内、スーパービジョン実績(受ける)2単位は必須とする。ただし、登録スーパーバイザーは、スーパービジョン実績(する)の単位をスーパービジョン実績(受ける)の単位として読み替えることができる。
 - ウ アの単位の内、4単位については、別に定める経験等で読み替えることができる。
 - (6) 大学院在籍中に当該大学院において機構が認証した共通専門研修、分野専門研修及び その他科目から 12 単位取得者であって、次のア及びイを満たしていること。
 - ア スーパービジョン実績(受ける・する)、共通専門研修、分野専門研修及びその他 科目から合計 6 単位を取得していること。
 - イ アの単位の内、スーパービジョン実績(受ける)2単位は必須とする。ただし、登録スーパーバイザーとして、共通専門研修、分野専門研修及びその他科目の単位を有する者にあっては、スーパービジョン実績(受ける)の単位として読み替えることができる。
- 2 前項のスーパービジョン実績、共通専門研修及び分野専門研修は、研修単位細則(2012 年細則第4号)第1条にもとづくものとする。
- 3 第1項の単位となる分野専門研修は、認定申請する分野と同一でなければならない。
- 4 研修認証基準細則で定めた「その他科目」の単位は、第1項第1号から第5号の共通 専門研修もしくは分野専門研修の単位へ振り替えることができる。ただし、必須単位は 除く。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は、理事会の承認の日(2016年6月5日)から施行する。

(時限措置)

第2条 第2条第1項第5号の適用は、当面の間とする。

附則 (2017年6月11日)

この細則は、理事会承認の日(2017年6月11日)から施行する。

附則 (2018年3月11日)

この細則は、理事会承認の日(2018年3月11日)から施行する。

附則(2020年9月6日)

この細則は、理事会承認の日(2020年9月6日)から施行する。